

住友林業株式会社 定 款

(2025年7月1日改正)

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は住友林業株式会社と称し、英文ではSumitomo Forestry Co., Ltd.と記す。

第2条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 山林・森林の経営及び売買
2. 木材その他林産品の生産、加工及び売買
3. 建築材料及び住宅機器、家具、内装材等建物関連資材の生産、加工並びに売買
4. 農園の経営、農産品の生産、加工及び売買
5. 緑化樹木その他造園用資材の生産及び売買
6. 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介及び鑑定
7. 建築、造園、土木工事の設計、施工、監理及び請負
8. 産業廃棄物の収集、運搬、処理並びにその再生品の販売
9. 土壌改良材、肥料、農薬及び飼料の製造並びに販売
10. 鉱油、自動車用品、室内装飾品、家庭用電気製品、飲食料品、衣料品、日用雑貨品、酒類、煙草、郵便切手及び収入印紙の販売並びに古物売買業
11. 木質系燃料の製造及び販売並びに電力の供給
12. 建設・土木・製材機械及び車輛並びにそれらの部品の売買、賃貸借及びリース
13. 住宅展示場その他ショールームの賃貸借及びリース
14. 電子計算機及びその周辺機器の売買、賃貸借及びリース並びに電子計算機によるソフトウェアの開発・販売、システム設計、プログラムの受託及び情報処理サービス
15. スポーツ、宿泊及び医療の各施設、遊技場、レストラン並びにコンビニエンスストアの経営
16. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
17. 広告代理業並びに印刷業及び出版業
18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ及び生命保険の募集に関する業務
19. 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
20. 為替取引、債権の売買、債務の保証、有価証券の保有、運用、売買その他金融業
21. 倉庫業並びに陸上運送業、海上運送業、航空運送業及び運送取扱業
22. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに企業からの委託による会計事務、文書作成事務の代理業務
23. 老人福祉施設及び児童福祉施設の設置、運営及び管理
24. 医薬品の調剤及び販売
25. 温室効果ガス排出権の売買
26. 前各号に係る調査、研究、技術指導、教育、コンサルティング及びコンサルタント業
27. 前各号に関連又は附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は12億株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条 (株主の権利行使の方法)

株主は、法令又は本定款に基づき当社並びに取締役に対して株主の権利を行使する場合には書面をもって行い、その他の方法については、取締役会の定める株式取扱規則によることとする。

第13条 (株式取扱規則)

当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更並びに単元未満株式の買取及び買増請求の取扱いその他の株式に関する諸手続及びその手数料については、法令又は本定款のほか取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第14条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。

前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。

第15条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

第16条 (議 長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (決議方法)

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

第 19 条（議決権の代理行使）

当会社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権を行使することができる当会社の他の株主 1 名に限るものとする。
株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条（員 数）

当会社に取締役 12 名以内を置く。

第 21 条（選 任）

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 22 条（任 期）

取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 23 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は株主総会の決議により定める。

第 24 条（代表取締役）

取締役会はその決議により代表取締役若干名を選定する。

第 25 条（役付取締役）

取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各 1 名及びその他の役付取締役若干名を選定することができる。

第 26 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より 2 日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 28 条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 29 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条（選 任）

監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条（任 期）

監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 32 条（報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会はその決議により常勤の監査役若干名を選定する。

第 34 条（常任監査役）

監査役会はその決議により常任監査役若干名を選定することができる。

- 第 35 条**（監査役会の招集通知）
監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より 5 日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
- 第 36 条**（監査役の責任限定契約）
当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第 37 条**（補欠監査役の予選の効力）
補欠監査役の予選の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 第 38 条**（監査役会規則）
監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

- 第 39 条**（事業年度）
当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
- 第 40 条**（剰余金の配当）
当会社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 第 41 条**（中間配当）
当会社は取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 第 42 条**（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。